

診断京都

No.81
2006年 春号



社団法人 中小企業診断協会京都支部

● 平成17年度の総括と平成18年度にむけて ●

支 部 長 玉 垣 勲

1 初心忘るべからず

平成17年5月21日、私は2年の任期である診断協会京都支部の支部長に就任させていただいた。

私は、支部の機関誌「診断京都17年夏季号」において、「時代・環境は転換期にある…診断士は他の国家資格にない“中小企業経営全般”の専門家であり、その実践のため他の士業をトータル・コーディネートできる唯一の国家資格である…支部会員諸兄のご支援の下、地元の絶対多数を占める中小企業の活力増進のため支部活動の先頭に立つ…汗を流す決意」を大言壮語し、みなさんに約束をした。

2 公人及び組織人として

この初心は今も普遍であるが、加うるに公人としての立場を強く意識した言動につとめている。

この一年弱の間、過去数年の副支部長としての経験を踏まえ、トップとして、会員諸兄のため、地元経済社会のため、中小企業のためにどれだけ寄与できたかを振り返る時、自らの非力に恥じ入るばかりである。

その反省の中から、支部運営の行動の基本を、①変化への対応力、②実行力、③支部運営のためのスピーディな実務・事務処理能力、の三つにポイントにおいている。

今年度の後半には、過去の踏襲に捉われず、ささやかではあるが主要な課題の設定と、その解決のため、三つのプロジェクトを立ち上げ、新規事業の開発による支部財政基盤の拡充策など、新しい政策提案を行い、もとよりその評価は会員諸兄の判断に委ねるものではあるが、その実行に一定の尽力はさせていただいたと考えている。

3 変化への適応力の涵養

重要なテーマである「新診断士制度」については、すなわち実務従事の重視と、そのためのさらなるスキルアップの要請へ向けての対応は、未だ助走の段階である。

私自身、新制度については理想と現実とかなりの乖離があると認識しているが、決定までの議論の経過はあるものの、法令化の上は、組織人として新制度対応に適切な方策を練り、対処するのは理の当然である。

そのため、支部の事業再設計に知恵を絞らなければならぬが、現在立ち上げている本件プロジェクトチームを先導役に、支部の英知と行動力を結集したい。

一方、私は診断士の真価及び特性は、どのような時代、どのような環境、どのような制度の変化があるかが、その変化に果敢に挑戦することにあると認識している。制度改正の新たな事態においても、「しなやかな思考にして、したたかな思考と行動」でことに対処する所存である。

4 新年度(平成18年度)に向けて

私は昨年支部長就任時に、前支部長から「過去をリセットして、玉垣体制を作ってもらいたい」と言う励ましの言葉を頂戴した。平成18年度、残された任期の一年間は、公人としてのモラルをいっそう高め、公正無私の信念のもと、感性を磨き、時代の潮流を読みつつ、自己変革につとめ、組織内外の声に謙虚に耳を傾けながらも、診断士のステイタスの向上とその魅力の現出に向けて、グループとしての力を発揮したいと考えている。そして、新しい政策の提言とその実践、組織の活性化や活力の増進、新規事業の立ち上げや新しい市場の開発などに英断をもって臨みたく、会員諸氏のご支援、ご協力を切望するものである。

18年度からの中小企業診断士制度の改正概要

平成18年4月1日より中小企業診断士制度の一部が改正されます。以下概要です。

主な制度改正項目

- | | |
|--|--|
| <p>1 これから中小企業診断士の資格を取得しようとする方に関連する項目</p> <p>(1) 試験制度の見直し…
科目合格制、科目が見直されます。</p> <p>(2) 養成課程制度の見直し…
登録民間機関等で受講が可能になります。</p> | <p>b.登録有効期間に確認する「実務に従事したこと」の日(点)数を「9点以上/5年間」を「30点以上/5年間」に変更されます。</p> <p>c.これまでの座学研修である「実務能力更新研修」は、廃止されます。</p> <p>(2) 更新登録の特例措置の追加</p> <p>a.経営診断実務する機会がない場合、有効期間内に休止ができます。</p> <p>b.一定期間休止後、一定の要件を満たせば再開が可能です。</p> <p>(3) なお、残りの登録有効期間の残期間に応じて、改正される実務に従事することの要件について、経過措置が設けられています。</p> |
| <p>2 現在登録されている中小企業診断士の方に関連する項目</p> <p>(1) 「実務に従事すること」の要件の見直し</p> <p>a.民間企業等で行う実務について「対価を得ること」が削除されます。</p> | |

(参考) 企業内での活動として更新要件の実務と見なせる事例

民間企業に所属する中小企業診断士からの問合せのあった事例		実務と見なせる範囲
所属企業内での診断活動	企業内における業務プロセス革新の提案活動	所属先企業が中小企業の場合
	企業内における経営革新活動	
	企業内における財務診断・改善のための提案活動	
取引先企業へのコンサルティング活動	製造業における下請企業への経営指導活動	取引先企業が中小企業の場合
	卸売企業におけるリテールサポート等の提案活動	
	金融機関における財務診断・助言・改善等の個別顧客指導	
	異業種への提案・連携への活動支援	
	取引先企業に対する情報化投資、営業活動に関するコンサルティング	
関連会社が新規事業を起業する際の組織作り、会社立ち上げ指導		

(創設する更新登録特例措置の概要)

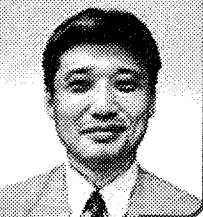
- 登録有効期間内に診断の実務に従事することを休止する旨の申請を行うことで、休止申請日の翌月1日から15年を限度に登録有効期間を延長するものです。
- 延長される期間内に実務に従事することを再開する申請は、申請する前3年間で一定の知識の補充及び実務(又は実務補修)に従事することの要件を満たすことが必要になります。

(実務の再開要件)

- 知識の補充として更新研修を5回受講すること
- 試験合格者と同様に実務又は実務補修に15日間以上従事または受講すること。

開業当時を振り返って

西河 豊



S34.9.23 (46歳) 京都府出身

経歴 昭和59年4月～平成12年4月京都みやこ信用金庫勤務

E-mail wazxx@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/wazxx/index.htm>

職務 西河経営・労務管理事務所 代表(平成12年4月開業登録)

社団法人 中小企業診断協会 京都支部常任理事

この原稿を寄稿に当たって、開業後に何か特別なことをしたか自分を振り返りました。何もしていない(^ ^)。一つだけいえることがあれば、それは前向きな心(ポジティブシンキング)を忘れなかったことです。初年度、あの売上げでよく前向きでいられたなあ～と思うこの頃です。当時思ったことは「経営に悩んでいる中小企業は京都にそれこそゴマン?とあるのに、京都で活躍している中小企業診断士は私の顔の知っている先生のみ、普通にアンテナ張っていれば、いずれ仕事は来る」といった(楽天的?)市場機会の発想でした。(他の資格ならこうは思えないと思います。)これは中小企業診断士に法律行為がないということにも関係します。

法律業務がないこと悪いことなのか???

→法律業務の枠をはずせば仕事は無限!とこれも前向きに考えました。

他の法律業務専門のサムライ業のように顧客を先生同士で取り合う必要もない、全てはオプション契約です。また、中小企業診断士の開業費用は驚くほどかかりません。

開業当時の心構え等を思い出して箇条書きにします。

- ・最初はご挨拶と情報収集に徹しました。
(開業したと言ううわさが広まるから挨拶に精を出せば、

他のところから仕事が入ってくる。)

- ・顧客に何で困っているか教えてもらうスタンスでこちらの考えを押し付けない。
- ・前職に近いところから仕事をとらないこと。(実力勝負)その後は、仕事の中で、先輩の先生に教えてもらいながら(診断士の場合、チームで活動することが多い)小さな信用を積み重ねながらこまでは来たという感じです。

今でも勉強せねばいけないことばかりと常にスキルアップを心に置いています。

私は、中小企業診断士は、独立後の仕事の入り具合は、実は、開業前に、かなり決まってしまうのではないかと思っています。

開業前に(企業内診断士に)必要なことは

- ・個人としての人脈を作っておく。(人脈の棚卸しをしました。)
- ・サラリーマンとしての肩書きの意識捨てる。肩書きといえるほど出世しなかった(^ ^)
- ・ひとつだけ、特化して勉強しておくこと。開業時のメニューとして...私の場合は財務か?財務に慣れることは中小企業診断士として必要です。そして、最後に、私は独立を志した半年前から京都支部で実施している研修に全て出席しました。これは非常に効果的でした。

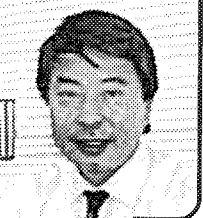
1. 月1回の経営革新研究会
2. 支部研修会
3. 診断実務研修会
4. 年2回の懇親会

その中で、先輩診断士にノウハウを教えてもらうと同時に、顔を覚えてもらい仕事も開業後、紹介いただきました。独立を志している人も、そうでない人も。今回の制度改正を前向きに捉え、会員であるメリットを最大限活用して、自分のスキルアップを図ってみてはどうでしょうか?「何か」を志して勉強して、中小企業診断士を資格取得したのですから...

PS)最近、開業前からブログで情報発信している人がいます。新潮流ですね(^ ^)

私はこんな風にして実践でトレーニングした

山脇 康彦



平成10年、コンサルの経験もなければ顧問先もない「ナイナイづくし」でスタートし、以来7年、「一所懸命」だけで過ごしてきました。以下、時系列的にまとめてみました。最初のチャンスは支部長にご紹介いただいた「京都府の簡易財務診断」でした。京都府としては「素人やけど、忙しいのでとりあえず1件、やらせてみるか」という感じでした。結局80社ほどやらせていただき、多い時は1週間程度で15社程度任せられました。

その後も、①「経営幹部育成講座の財務管理の講師をやりませんか」、②「農村活性化研修のカリキュラムを考えてみませんか」等々、支部長からいくつものチャンスをいただきました。①については、このとき作成したテキストが後日、ODA(政府開発援助)関係者の目にとまり、ODA(中央アジア関係)プロジェクトのリーダーを任されることになりました。②については、京都大学大学院農学部教授や農業開発研修センターに気に入っていただけこともあって、その後4年間、京都府農林部が主催する農

村(道の駅や食品加工施設)の人材育成研修のコーディネータ兼講師を務めることになりました。

ODAについては、ある方がご推薦してくださいましたが、外務省筋は、過去に輝く経歴が無いことを理由に私の派遣を渋ります。しかしながら、誰も行く人がおらず「仕方なく」派遣されることになりました。結果は、今もODA関係の仕事をしていただいています。また、某公的機関の中央アジア国際化支援アドバイザーもやらせていただいています。

さらに、「研修」を業とする会社の「経営戦略論」の講師もさせていただきました。当初は、やはり「この人で大丈夫かいな?」でしたが、その後、同社が行なう種々の講師をさせていただくことになりました。ちなみに、このとき作成した「経営戦略論」のテキストは、若干の加筆修正を経て、厚生労働省のビジネスキャリア制度のテキストとして採用されることになりました。

このほかにも、中古自動車卸売業の新分野進出支援など、いろいろな経験をしてきましたが、これから独立開業を目指される方に対しては、次の3つを送りたいと思います。

- ①人脈以外に、仕事はほとんど来ない
- ②仕事では「相手の期待を越すアウトプットが明日を呼ぶ」を実践すること
- ③弱みは時に強みになる(顧問先が無い弱みは、海外に行くときには強みになる)

1. 重大かつ緊急な局面を迎える農業問題

今日におけるわが国の農業は、ある意味で国と国民の将来を左右する重大かつ緊急な局面を迎えています。

第一に、BSEや鳥インフルエンザの発生、食品の不正表示、残留農薬問題などの「食の安全」に関わる諸問題が相次いで発生し国民の重大な関心事を集めています。さらに、これらの問題のみならず、食のニーズの変化に対応する国内の生産体制が充分でなく、輸入依存度がいっそう高まっています。食料自給率は6年連続で40%台と言う由々しい事態に直面しています。更に先のWTO農業交渉に見られるように、農産物(加工品を含む)の貿易のグローバル化は避けて通れない事態に立ち至っており、日本農業の国際競争力を強化することが差し迫った緊急課題になっています。

第二に、農業分野においては、主業農家戸数が大幅に減少し、しかも農業労働力の高齢化が急速に進行し、耕作放棄面積が増加し、耕地利用率も低下しています。にもかかわらず、これらの課題を解決すべく農業の構造改革が大きく立ち遅れています。

第三に、農村においては、人口の減少、高齢化、混住化が進み、生活環境施設の整備が進みつつあるものの、依然、都市部との格差が存在しています。このような農村の置かれている現状が、食料の安定供給や多面的機能の発揮に障害となることが懸念されています。

2. 国(農水省)の施策

このような情勢の下で、国は平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」を決定しました。その重点施策の一つとして、平成19年度産から「品目横断的経営安定対策」が導入されることになっています。この対策はいわば「価格政策」から「所得政策」への転換であり、これまで全農家を対象とし、品目ごとの価格に着目して講じてきた対策(麦作経営安定資金や大豆交付金・大豆作経営安定対策、米の担い手経営安定対策など)は、認定農業者や集落営農組織といったいわば「認められた担い手」を対象とした経営全体に着目した、新たな経営安定対策へと変わることになっています。すなわち、いわゆる「補助金行政」から、「経営安定」を柱にすえた農政へと文字通り大転換を遂げようとしているのです。

これらの施策が、現下の情勢の中、日本農業の再生となるのか、一転して根本からの農業・農村破壊になってしまうのかは、経営感覚をもった「担い手作り」、「効率的な食の安全、ニーズの多様化、環境保全といった難しいが避けて通れない課題をクリアするだけの農業経営体」を作り上げられるかどうかによって過言ではないでしょう。

3. 中小企業診断士が関わる意義

以上の状況は今日、中小企業診断士がこの問題に積極的に関わっていくべき必要性を明確にしめています。

第一に、既に各地で多くの事例が出ているように、食の安全、環境問題への配慮を行いながら、多様な消費者ニーズへの対応を行うために、新しい創意と工夫を凝らし、経営の合理化、効率化をはかって前進をしつつある「農業経営」(主として、法人経営)が出現していることです。

第二に、規制緩和の中で大企業などの農業への進出を目指す動きが活発化しつつあります。しかし、現実に「法人化」を有力な手段として、あらたな「農業経営」の確立を目指しているのは、意欲のある農家であったり、農業への進出を試みる人の集団であったり、集落ぐるみの「村おこし」であったりしますが、必ずしもこれらの農家、人の集団、集落が「経営」に関する十分なノウハウを持ち合わせているとはいえない状況にあるということです。

第三に、行政、農業団体の支援の状況ですが、その懸命な努力に関わらず、それはまだ始まったばかりであり、経営に関するノウハウを身に付けた中小企業診断士のような専門家集団の積極的な支援は今後ますます必要になってくるに違いないと思われることです。

4. 中小企業診断士の農業問題への取組の現状

現に、静岡、東京を始め全国各地において優秀な中小企業診断士が農業問題に積極的に取り組み、地域農業の再生、発展に大きく関わり始めています。

2005年7月には全国から53名の診断士が加入する「農業経営支援センター」の設立総会が名古屋で開催され近畿からも数名の診断士が加入しています。「支援センター」では今後、各種セミナー、ノウハウ研修会などに積極的に取り組み実際に農業経営を支援できる診断士の輪を広げようとしています。また、既に中小企業診断協会として「農業経営診断実務マニュアル」が発表されており、そのナンバー2の出版準備が2006年3月を目指し進められています。

しかしながら、中小企業診断士の全体としての取り組み状況はまだ始まったばかりです。それゆえ、主として都市における「経営診断」「経営指導」に当たってきた中小企業診断士が、今まで培ってきたノウハウの上に、「農業経営」に関する十分な診断・指導技術を積み上げ、積極的に農業・農村に目を向けてゆくことが強く求められているのです。また、それゆえ、そこには中小企業診断士にとって、まったく新たな活動の領域がほぼ無限に広がっていると言ってしまうのではないでしょう。

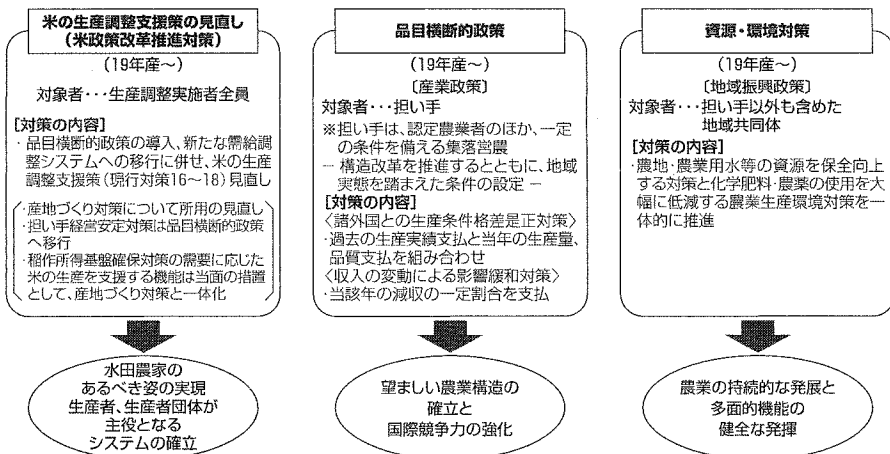
京都支部では、17年度の活動として、農業経営革新の先端を走る「農業法人」の調査を行い、このほどその結果が発表されました。さらに、2月には「勉強会」が開催され「農業経営支援研究会」の立ち上げに向けた取り組みが始まっています。

(参加のお問い合わせは京都支部075-213-7980まで)

以上

品目横断的政策の導入

○19年度産からの品目横断的政策の導入に向け、今秋に制度の詳細等について、3課題パッケージで議論。18年通常国会に関係法案を提出



● 京都府中小企業団体中央会 ●

●場 所：京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4階 web@chuokai-kyoto.or.jp http://www.chuokai-kyoto.or.jp/

●事業内容

- (1) 組合などの設立・運営支援、連携組織の形成支援、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律の相談
- (2) 組合の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題に関する講習会、講演会
- (3) 専門家による個別の専門指導
- (4) 小企業者の組織化推進と官公需受注の促進
- (5) 中小企業及び中小企業の組織に関する研究、調査
- (6) 活路開拓事業、情報化対策事業、組合研究会事業などを行う組合及び小企業者モデル組合への助成

●中央会の概要

中小企業等共同組合法により中小企業の組合などを会員として設立された団体で、公益性の高い特別法人。



● 京都市中小企業支援センター ●

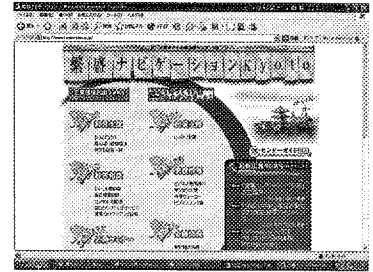
●場 所：京都市下京区四條烏丸西入 京都産業会館2階 211-9311 center@kyoto-sien.or.jp http://www.kyoto-sien.or.jp/

●事業内容

- (1) 企業価値創出支援：新たな事業展開や新商品の開発、第二創業などを通じて経営革新を図り、企業価値を高めようとする事業計画「バリュークリエーション計画」を募集。オスカー認定企業への各種支援策実施。
- (2) 経営相談：経営全般に関する窓口相談、法律・税務相談。
- (3) 専門家派遣：依頼内容に応じた専門家派遣、助言、相談。
- (4) 各種セミナー：IT化推進、第二創業関連、ビジネスプラン作成、経営管理などの研修、セミナー。
- (5) 金融支援：小規模企業応援融資、あんしん借換融資、経営支援特別融資、一般振興融資。

●ホームページ「繁盛ナビ」メニュー

- (1) Eメール相談 (2) メールマガジン (3) 自己経営診断
- (4) 融資制度各種情報提供 (5) 情報誌「からすま」発行



● 京都産業21 ●

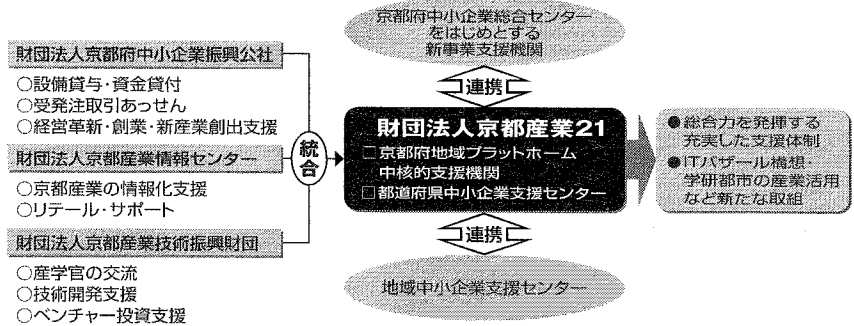
●場 所：京都市下京区中堂寺南町134 315-9234 http://www.ki21.jp/

●事業内容

- (1) 情報技術活用の支援に関する事業 (2) 技術開発の支援に関する事業 (3) 受発注取引の斡旋及び適正化に関する事業
- (4) 経営及び技術に関わる相談、調査並びに情報の収集及び提供に関する事業 (5) 人材育成の支援に関する事業
- (6) 投資、債務保証並びに資金の貸付及び設備の貸与に関する事業

●財団の概要

2001年4月、財団法人京都府中小企業振興公社、財団法人京都産業情報センター、財団法人京都産業技術振興財団が統合して誕生。産学官の連携による中小企業の経営革新、新事業展開、新産業育成、創業、企業のIT化推進など、総合支援機関として京都企業の事業活動の発展と京都産業の振興に貢献することを目的としています。



● 京都商工会議所中小企業経営相談センター ●

●場 所：京都市中京区烏丸御池南東角アーバネックス御池ビル西館3階 212-6460 soudan@kyo.or.jp http://www.kyo.or.jp/kyoto/

- (1) 洛北支部：左京区下鴨本町12-3 洛北ビル 701-0349
- (2) 洛西支部：右京区西院東貝川町5 四条沢田ビル2階 314-8771
- (3) 洛南支部：伏見区京町北7-11-1 京都総合サービス第2ビル3階 611-7085

●事業内容

- (1) 事業経営・金融相談 (2) 各種共済制度 (3) 京都府中小企業再生支援協議会
- (4) 京都ビジネスモデル推進センター (5) 京都市地域中小企業支援センター (6) 共済事務局

●各種経営相談内容

- (1) 店舗・経営：外装、配置計画、商品陳列、照明、色彩、POP、商店街活性化、個店活力アップなど
- (2) 不動産関係・資産運用：低金利制度の中で資産価値を高める運用方法など
- (3) 事業承継：自社の評価方法や相続税の納付対策、金融支援、経営権譲渡など
- (4) 適年移行・退職金準備：適格退職年金の移行問題、退職金準備相談など

- (5) 法律：取引上のトラブル、手形、小切手、売掛金回収、契約・登記、金銭貸借、不動産売買など
- (6) 税務：所得税、法人税、事業承継相続税、贈与税、事業税、固定資産税、消費税、確定申告など
- (7) 労務：社会保険、賃金制度、社員教育、退職金制度、就業規則作成、労務管理など
- (8) 新規開業：会社・店舗の設立、新規事業立ち上げ、開業手続きなど



京都支部・新会員紹介

入 会

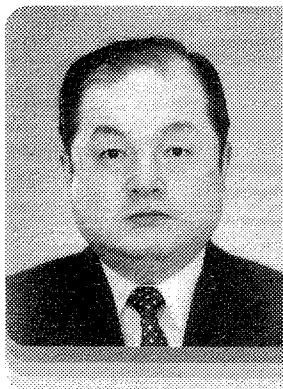
福田真一

昨年入会しました福田真一と申します。医療関係の仕事を大阪中心で30年やっています。しかし京都生まれの京都有ちで現在も京都市内に住んでおり、京都を愛する人間です。そのため京都支部を選びました。年齢は52歳、登録は平成16年で医療と営業・マーケティングを得意としています。よろしくお願いいたします。



長澤 満

こんにちは!新入会員というにはロートル(1953年生)ですが、よろしくお願いいたします。京都商工会議所中小企業経営相談センターに勤務—中小企業支援機能の向上に努力しています。出身は亀岡の農村、趣味は読書・映画・カラオケ—人情ものが好き。「地域経済と中小企業の発展」をライフワークに!と心新たにしています。



大藤武司

年 齢: 51歳
出 身: 京都市北区
家族構成: 妻と子供3人
得意分野: 遊びは広く浅く、仕事面は企業再生が中心です。
P R: 平成15年に(株)京都銀行を円満退社し、経営コンサルタント会社を設立。設立当時より、税理士・社労士・司法書士等の専門士と連携をしながら、事業承継や企業再生の案件をまとめています。
挨拶: 何分、経験や知識の両面に未熟さがあり、諸先輩のご指導を賜りながら自己啓発に望みたいと考えております。宜しくお願い致します。



転 入

森山敦史

1978年生まれ。京都府福知山市出身。現在、有限会社マネジメントアーキテクチャー取締役。ビジネスプラン・プロモーションなどのコンサルティング、その他セミナー講師、リサーチ等幅広く活動中。特技はプロモーション、プレゼンテーションなどビジュアル製作。ベンチャー企業プレゼンのアドバイザー活動も行う。



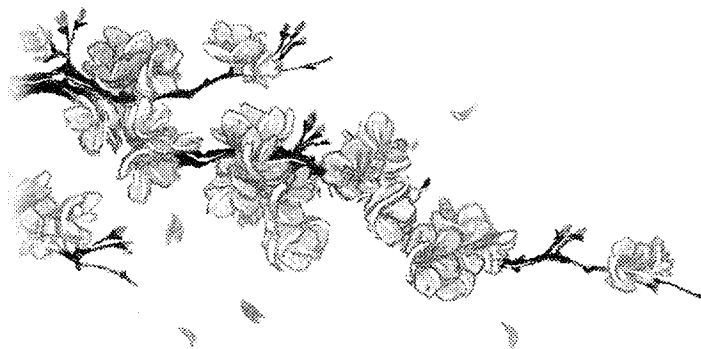
杉村麻記子

京都出身。同志社大学卒業後、NTTを経て、NTTソルコに外向。電話やe-mailでの販促や通販を実践し、人材採用や教育、システム構築を実施。現在は伊藤忠テクノサイエンス(株)にて、ITコンサルティング、営業支援等の業務に従事しています。趣味はゴルフとスキーです。皆様よろしくお願いいたします。



中野英一郎

平成17年8月に診断士登録をした「ほやほや診断士」です。印刷会社で営業(18年間)を担当。仕事柄、「よく聞く」「よく見る」「わかりやすく伝える」をモットーとしています。診断士としては、専門分野の確立を目標とし、多くの経験を積みたいと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。



新・会社法の施行

5月から商法を大幅に改正した新「会社法」が施行される。これまで会社に関して定めていた商法では、大企業を前提とした色彩が強かった。それを、大企業にはより厳しく、小企業やこれから起業を目指す人には、より運用しやすいものにしたのが新「会社法」である。様々な内容が改正されたが、特に重要なポイントは以下の通り。

- (1) 有限会社を廃止し、株式会社一本化
- (2) 最低資本金規制を廃止
- (3) 取締役や監査など機関設計を独自に設計出来るように制度変更
- (4) 会社設立の簡素化
- (5) 合同会社(LLC)、有限責任事業組合(LLP)を新設

高齢者雇用安定法改正

従業員の定年は、1998年から「60歳以上」とされ、希望者を65歳まで雇用することを企業の「努力義務」としていた。今回の改正高齢者雇用安定法は、65歳まで働くことができる環境整備を企業に義務づけるものである。雇用を延長する年齢は、2006年度から62歳までとなり、段階的に引き上げる。最終的には2013年度に65歳までの雇用が義務づけられる。

このため、定年が65歳未満の企業は、

- (1) 定年を65歳まで引き上げる
- (2) 60歳で定年を迎えた後、65歳までの継続雇用制度を導入する
- (3) 定年制を廃止する

のいずれかを選択しなければならない。

60歳以上でも働くことを望む従業員全員を受け入れるのが原則だが、例えば、健康診断の結果や、過去数年間の人事考課などの基準を経営側と労働組合が合意した労使協定で決めた場合は、希望者全員を受け入れなくてもよい。また、大企業は3年間、中小企業は5年間、労使協定ではなく、従業員の代表や労働組合の意見を聞いたうえで経営側が就業規則上で定めることができるなど、激変緩和措置も認められている。

2006年度税制改正

昨年末、連立与党は定率減税を始めとした政策減税を全般的に見直し、三位一体改革の推進のための国から地方への税源委譲、同族会社の留保金課税制度の軽減、会社法の制定に対応した所得・法人税制の全般的な整備、相続税の物納制度の抜本的な見直しなどを柱とした、2006年度の税制改正大綱を決定した。

今回の改正案の項目の中には、あまり報道されていない内容として、同族経営による中小企業の給与課税の強化の項目なども含まれている。法人税関係では、以下のような内容が決定した。

- (1) 役員賞与の損金算入範囲の拡大
- (2) 実質一人会社の役員報酬の一部損金不算入
- (3) 同族会社の留保金課税の見直し
- (4) 欠損金の繰戻し還付措置の延長
- (5) 交際費の損金算入特例の延長と課税範囲の明確化

介護保険制度改正

2006年4月より新しい介護保険制度がスタートする。そのポイントは以下のような点である。

(1) 介護予防に重点

要介護認定の段階に「要支援1・2」が新たに加わり、「要支援1・2、要介護1～5」という7段階の認定が行なわれる。「要支援1・2」に該当した人には、新たに設けられた「介護予防サービス」が提供される。ケアマネジメントの体制や介護保険を受けるまでの流れも変わることが予想される。

(2) 施設の入居費用・食費が自己負担に

例外的に05年10月から適用されている項目として、施設サービスにおける居住費用および食費を介護保険給付から除外した。

(3) 地域密着型サービスの登場

「小規模多機能型居宅介護」「認知症高齢者グループホーム」「認知症高齢者専用デイサービス」「夜間対応型訪問介護」「小規模(定員30人未満)の介護老人福祉施設」「小規模(定員30人未満)の介護専用型特定施設」の6種類があげられている。

(4) サービスの質向上

事業者に対して、介護サービスの内容や運営状況についての情報公開を義務づける。

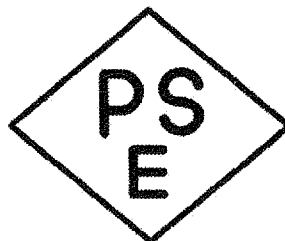
電気用品安定法実施

電気製品の安全性を高め、消費者を保護するという目的で、電気製品の安全性を示す「PSE」マークの検査認定と表示を義務付ける「電気用品安全法」が2001年4月に施行された。広範囲な品目でその猶予期間が2006年3月一杯で切れることになり本格実施される。

目印の「PSEマーク」の対象は450品目。このうちテレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、オーディオ機器、電子楽器など259品目で、2001年度以前のマークのない商品が売れなくなる。2011年までに450品目すべての販売が禁止される。輸出や個人間の売買は例外。

※PSEマーク

(PSE: P及びSはProduct Safety, EはElectrical Appliance & Materials の略)



(左) 特定電気用品



(右) 特定電気用品以外の電気用品

(以上、2006年2月現在の情報に基づき作成)

「京都ビジネス交流フェア」

2月23日(木)・24日(金)の2日間に亘って、今回7回目となる京都ビジネス交流フェアが国立京都国際会館で行われました。出展企業は126社・11グループに上り、主催者発表の来場者は2日間で5,400名と大変賑わっていました。各ブース毎の個別相談も、熱く語り合っておられ、24日の午前で開催された、シャープ株式会社社相談役の講演会がとりわけ多くの来場者を集められていたようです。また、中堅企業のブースのところに京都府中小企業技術センターの高嶋所長が同行していただき、中小企業診断士の啓発活動にご尽力いただきました。



「新年度総会のご案内」

下記の要領で総会が開催されます。多数のご参加をお待ちしております。

- 日時：2006年5月27日(土) 15時から
- 場所：ホテル京都オークス(四条西洞院西入ル)
- 総会議事

- (1)平成17年度事業報告
- (2)平成17年度会計報告
- (3)平成18年度事業計画
- (4)平成18年度予算計画
- (5)その他

●懇親会：総会に引き続き同ホテルにて懇親会が行われます(会費当日徴収)なお、診断協会会長の野々内隆氏が来賓として参加の予定です。

編集後記

冬季オリンピック、ワールドベースボールクラシック、サッカーワールドカップと今年は世界レベルのスポーツイベントが盛ん。時差が体に悪い。寝不足、運動不足。スポーツは「見る」と「する」とで大違い。(あ)

先日、第13回京都シティハーフマラソンを走ってきました。平安建都1200年を記念して始まったこのマラソン大会も、13回を迎えました。7000人の市民ランナーが走るの、壮観です。平安神宮から宝ヶ池の国際会議場折り返しの21.0975kmは、なかなかタフなコースです。今年は練習不足がたたって、目標の1時間40分をわずかにオーバーしました。来年こそ頑張るぞ!(な)

私が所属している印刷工業組合で、「京都ブランドの印刷」開発補助金申請を中小企業中央会にしていたのですが、ようやく承認を得ました。「京都ブランド」の「色」「イメージ」「文字」「デザイン」などを開発して、京都に本社を置く各企業に「京都らしい印刷物」を提案していこうと思っています。(じい)

第5回ケータイ国際フォーラム 開催されました

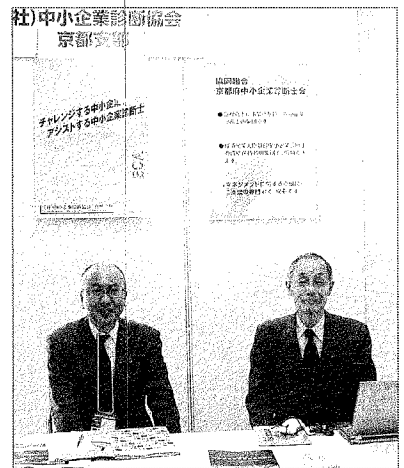


さる3月15日(水)16日(木)の両日、京都市伏見区の京都府総合見本市会場(パルスプラザ)にて、第5回ケータイ国際フォーラムが開催され、診断協会京都支部はブースを出しました。2日間、数名が交替でブースに詰め、来客者からの問合せや質問に対応しました。

今年の出展の特徴は、なんとと言っても、中国や韓国からのケータイ関係のソフトハウスやメーカーなどの出展が多かったことでしょうか。完全にひとつのブロックを占拠した感がありました。非常にパワーとエネルギーを感じました。

また、大学の産学連携のリエゾンオフィスや、研究室の出展も目立ちました。

その他には、ケータイを利用した健康情報の配信サービスなどが、大きなブースを出していたのが印象的でした。「高齢化社会+健康+モバイル」などがキーワードでしょうか。盛況のうちの2日間でした。



診断京都

No.81

2006年3月27日発行

社団法人中小企業診断協会京都支部

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東

京都産業会館内

TEL (075) 213-7980

FAX (075) 213-7981

メール smecakyo@mail.joho-kyoto.or.jp

ホームページ <http://www.joho-kyoto.or.jp/~rmckyoto>

印刷所 (株)大美堂印刷社 TEL (075) 314-3111

FAX (075) 314-3122